

## 平成 22 年国勢調査における不適正処理に関する事実関係のまとめ

## 1 補記作業における事実

## (1) 統計法に反する違法行為

関係職員が行なった行為が補記の誤った解釈や拡大解釈ではなく、不適正な処理（いわゆる水増し）だったと認める理由は、指導員審査終了後の平成 22 年 11 月 17 日午後、仮集計を行い、人口が 5 万人に満たないことを認識した上で、平成 22 年 11 月 18 日から 12 月上旬までの間に、調査員、指導員、あるいは事務局職員自身による居住実態の確認を行わず、5 万人を超えるようにするため、調査票と住民基本台帳及び外国人登録原票（以下「住基等」）を見比べて、意図的に調査票に記載されていない者を 303 人以上記載し、かつ、職業欄、通勤地等について、推定により記載した事実が明らかになったためである。

これらは、最も重要な基幹統計である国勢調査への信頼を失わせるもので、統計法違反である。

## (2) 不適正な処理を行なった職員

不適正な処理を行なった関係職員は、当時の企画課長兼市制準備室長（以下「課長」）、同課課長補佐兼広報統計係長（以下「係長」）、同係主任（以下「主任」）、同係主事（再任用職員。以下「主事」）の 4 人で、いずれも自らが行なった統計法違反行為を認めている。

また、担当部長であった当時の企画財政部長（以下「部長」）は、国勢調査以前から「住基を使って ON すれば大丈夫」とか「ポチでもタマでも書いておけばいい」などの不正行為を容認する発言をしていた。住基等を使った補記に際しては、前副町長と協議し、不適正な処理を行うことを容認し、部下に、部長も前副町長と同じ考えであると受け取られることを認識しながら、部下がそういった行為を行なうことを黙認した。

## (3) 不適正な処理を行なった理由

関係職員は、前副町長の住基等を使った補記を指示する発言を聞き、又はそれを聞いた課長からの発言を受け、それらの発言が住基等を使った不適正な処理を行うよう指示するものと理解し、加えて部長も同様の考えと理解したことから、従わざるを得ないものとしたものである。

## (4) このような行為が行なわれるに至った背景

国勢調査以前から町では、町長、副町長が主導して市制施行を目指しており、国勢調査による人口が市制施行要件である 5 万人を超えることを前提に準備を進めていた。それは、国勢調査の事務局であった関係職員にとっては、大きな期待と重圧となっていた。

同時に、関係職員においては、これにより人口 5 万人を達成し、市制施行ができるのならとの安易な思い、基幹統計である国勢調査に対する認識不足、法令遵守に対する意識の希薄さがあった。

## 2 最終報告書における事実

### (1) 最終報告書における虚偽事項

平成 23 年 12 月 15 日付けの統計局からの疑義照会に対し、前副町長が指示し、同氏と課長が中心となって、意図的な水増しを隠蔽し、組織的な行為とならないようにするため、管理職である課長及び統計局からの疑義照会に対応していた主任を除外し、替わりに不正行為に関与していない臨時職員を行為者とした上、理由も補記制度の理解不足による事務的ミスとした虚偽報告書を作成し、町長に報告させるに至った。

不適正な処理を行った職員

企画課長兼市制準備室長 同課課長補佐兼広報統計係長 同係主任 同係主事（再任用職員） 計 4 名

最終報告書において不適正な処理を行った職員として虚偽記載された職員

企画課課長補佐兼広報統計係長 同係主事（再任用職員） 同係臨時職員 計 3 名

### (2) 虚偽報告を行った理由

統計法違反となる違法行為が組織的、意図的に行われていたことが公となることは、町への信頼を失う極めて大きな出来事であり、自らの責任を問われるものであり、前副町長、関係職員にとってはできないものとの意識が先行していた。また、報告書を取り繕うことにより、穏便に幕引きができるのではとの思いと期待が強かった。そのため、一連の統計局からの疑義照会に対し、当初から不適正な事務処理を否定したことから、途中で真実を認めることができなかった。

### (3) 最終報告書の作成に向けた調査チームによる調査に齟齬が発生した理由

実態解明のため、町は、調査チーム（課長職 1 名他 2 名）を発足し、調査にあたらせたが、調査チームの知らない内に、前副町長の主導により、課長が関与し、虚偽報告の流れが作られた。部長もこれらの行為が行われることを知りつつ、これを容認した。

調査チーム職員にとって、限られた期間に調査を完了させるためには関係職員の協力を求めざるを得ず、それが虚偽報告につながった。また、調査チームのリーダーは、1 月 20 日頃、関係職員の入替え操作が行われているとの疑いを持つ出来事に遭遇し、以降は実質的には 1 人で調査にあたった。

このような状況下で、上司に相談することもできず、これで穏便に済むのならとの思いもあり、虚偽報告の流れにそった報告書が作成された。

### (4) このような虚偽報告が行われた背景

平成 23 年 8 月、町長選挙により神谷新町長が誕生したが、最終的な疑義照会のあった 12 月時点では前副町長が在職し、最終報告書を提出した 2 月末では事務方トップである副町長が不在で、関係職員が真実を告白する上司がいなかったなど、組織内の閉塞感が強く、組織機能が働いていなかったことも一因と考えられる。